

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年5月21日

横浜市契約事務受任者
道路・交通政策局長 角野 智史

1 契約の概要

新横浜駅北口歩道橋エレベーターピット排水作業立会業務委託

2 履行(納品)場所

港北区新横浜二丁目100番地先

3 契約日

令和8年4月28日

4 履行日又は履行期間

令和8年6月30日

5 契約金額

154,000円(うち消費税及び地方消費税相当額14,000円)

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社日立ビルシステム横浜支社
支社長 栗木 章広
神奈川県横浜市西区高島1-1-2

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

新横浜駅北口歩道橋のエレベーター2号機において、ピット部への雨水浸入が確認されました。このまま雨水の流入が続き水位が上昇すると、機械部分が水没し故障、長期停止となるおそれがあり、利用者へ多大な影響を及ぼします。

このため、排水業者によるバキューム車を用いた排水作業を実施します。本委託は、当該排水業作業を安全に実施するため、排水業者とは別にエレベーター操作および立会いを緊急契約により実施するものです。

8 契約の相手方の選定理由

当該エレベーターの操作方法を熟知した点検保守会社である株式会社日立ビルシステム以外では、別途排水業者が安全に作業を行えるように、エレベーターの操作ほか立

会を実施することが不可能であるため、同社を選定しました。

9 所管課

道路・交通政策局道路部施設課